

議第13号

令和5年度富士市一般会計予算について

令和5年度富士市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第14号

令和5年度富士市国民健康保険事業特別会計予算について

令和5年度富士市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第15号

令和5年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和5年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第16号

令和5年度富士市介護保険事業特別会計予算について

令和5年度富士市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第17号

令和5年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算について

令和5年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

議第18号

令和5年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算に
ついて

令和5年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

議第19号

令和5年度富士市駐車場事業特別会計予算について

令和5年度富士市駐車場事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第20号

令和5年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算に
ついて

令和5年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第21号

令和5年度富士市森林財産特別会計予算について

令和5年度富士市森林財産特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第 2 2 号

令和 5 年度富士市鈴川財産区特別会計予算について

令和 5 年度富士市鈴川財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

富士市長 小長井 義 正

議第23号

令和5年度富士市今井財産区特別会計予算について

令和5年度富士市今井財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第24号

令和5年度富士市大野新田財産区特別会計予算について

令和5年度富士市大野新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第25号

令和5年度富士市檜新田財産区特別会計予算について

令和5年度富士市檜新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第26号

令和5年度富士市田中新田財産区特別会計予算について

令和5年度富士市田中新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

議第27号

令和5年度富士市水道事業会計予算について

令和5年度富士市水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第28号

令和5年度富士市公共下水道事業会計予算について

令和5年度富士市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第29号

令和5年度富士市病院事業会計予算について

令和5年度富士市病院事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

議第30号

富士市部設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市部設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市部設置条例（昭和45年富士市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「危機管理室」を「危機管理室
デジタル推進室」に改める。

第2条第1項第6号を削る。

第3条に次の1項を加える。

3 デジタル推進室の分掌する事務は、次のとおりとする。

情報化の推進及び電子計算組織処理に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第31号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市プロポーザル審査委員会の項中「市が発注する業務であって、」を削り、「もの」を「契約」に改める。

別表第2 富士市学校給食運営審議会の項の次に次のように加える。

<p>富士市文化財保存 活用地域計画 推進協議会</p>	<p>(1) 富士市文化財保存 活用地域計画の策定 及び変更並びに実施 について協議するこ と。</p> <p>(2) 富士市文化財保存 活用地域計画の進捗 状況について評価す ること。</p> <p>(3) その他富士市文化 財保存活用地域計画 の推進に関し必要な 事項について審議す ること。</p>	<p>10人以内</p>	<p>(1) 文化財の所有者</p> <p>(2) 商工及び観光関係 団体の代表者等</p> <p>(3) 公共的団体の代表 者等</p> <p>(4) 公募による市民</p> <p>(5) 学識経験者</p> <p>(6) 関係行政機関の職 員</p> <p>(7) その他教育委員会 が必要と認める者</p>	<p>2年</p>
<p>富士市史跡保存 整備推進委員会</p>	<p>(1) 史跡の保存整備の 計画の策定及び変更 並びに実施について 審議すること。</p> <p>(2) その他史跡の保存 整備に関し必要な事 項について審議する こと。</p>	<p>15人以内</p>	<p>(1) 公共的団体の代表 者等</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係行政機関の職 員</p> <p>(4) 学校教育関係者</p> <p>(5) その他教育委員会 が必要と認める者</p>	<p>2年</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第32号

富士市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

富士市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富士市情報公開条例（平成14年富士市条例第30号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハに該当する部分を除く。）とする。

（開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定に基づく開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により文書若しくは図面の写しの交付又は別に定める方法により電磁的記録の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項に規定する写し等の作成及び送付につき負担すべき費用の額を減免することができる。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（財産区を含む。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、富士市個人情報保護審査会条例（令和 年富士市条例第 号）第2条に規定する富士市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(施行状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の施行状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富士市個人情報保護条例の廃止)

- 2 富士市個人情報保護条例（平成17年富士市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第4条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知

り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第59条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第16条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議第33号

富士市個人情報保護審査会条例制定について

富士市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市個人情報保護審査会条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、富士市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、富士市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年富士市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（財産区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱いについての調査審議の手續)

第9条 第2条第2号の規定による調査審議を実施するため必要があると認めるときは、市の機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査審議手續の非公開)

第10条 第2条第1号の規定により審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(準用)

第11条 審査会は、市議会からの要請を受けたときは、第2条各号に掲げる事務の例により、市議会の保有個人情報の取扱いに関する事務を行うことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法施行条例附則第2項の規定による廃止前の富士市個人情報保護条例(平成17年富士市条例第10号。以下「旧条例」という。)第47条第4項の規定により委嘱されている富士市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

3 旧条例の廃止の際現に旧審査会の委員である者又は旧条例の廃止前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第47条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、旧条例の廃止後も、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第34号

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>5 生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第35号

富士市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

富士市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の高齢者部分休業に関する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

（高齢者部分休業）

第2条 高齢者部分休業の承認は、富士市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年富士市条例第20号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 前項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後であって任命権者が定める日とする。

3 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する給料の調整額及び地域手当の月額並びに管理職手当及び特殊勤務手当（月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない期間の2分の1に相当する期間を富士市職員の退職手当に関する条例（昭和41年富士市条例第40号）第8条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び富士市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年富士市条例第 号）第4条」と、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び富士市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが

著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときその他規則で定める場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認に係る時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第36号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表8級の項中「危機管理監」の次に「、デジタル推進室長」を加え、別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表3級の項中「副部長」の次に「、人材育成センター長」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第37号

富士市職員退職手当基金条例制定について

富士市職員退職手当基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員退職手当基金条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

（設置）

第1条 職員の退職手当の財源に充てるため、富士市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 職員の退職手当の財源に充てるとき。

(2) 金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生し、基金を相殺による借入金の償還及び保証債務の履行の財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第38号

富士市森林財産に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市森林財産に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市森林財産に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市森林財産に関する条例（令和元年富士市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「19人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議第39号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第52号の次に次の1号を加える。

(52)の2 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料 1件につき 2万7,000円

第2条第1項第61号の次に次の1号を加える。

(61)の2 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき 16万円

第2条第1項第86号の3の表中

「

5,000円	3万7,000円
5,000円	3万7,000円
1万円	7万5,000円
1万7,000円	10万6,000円
2万9,000円	15万円
4万9,000円	21万5,000円
8万8,000円	30万9,000円
13万9,000円	41万8,000円
17万6,000円	54万9,000円
18万8,000円	64万4,000円

を

」

「

5,000円	建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第10 条第2号イ(2)及びロ(2)に規 定する基準（以下この号から 第86号の6までにおいて
--------	---

	「誘導仕様基準」という。)による審査を行う場合 1万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万7,000円
5,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万7,000円
1万円	誘導仕様基準による審査を行う場合 3万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万5,000円
1万7,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 5万1,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 10万6,000円
2万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 7万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準に

	よる審査を行う場合 15 万円
4万9,000円	誘導仕様基準による審査を 行う場合 11万2,000 円
	誘導仕様基準以外の基準に よる審査を行う場合 21 万5,000円
8万8,000円	誘導仕様基準による審査を 行う場合 17万1,000 円
	誘導仕様基準以外の基準に よる審査を行う場合 30 万9,000円
13万9,000円	誘導仕様基準による審査を 行う場合 24万3,000 円
	誘導仕様基準以外の基準に よる審査を行う場合 41 万8,000円
17万6,000円	誘導仕様基準による審査を 行う場合 31万5,000 円
	誘導仕様基準以外の基準に

に改め、同項第86号の4の表中

	よる審査を行う場合 54 万9,000円
18万8,000円	誘導仕様基準による審査を 行う場合 35万8,000 円
	誘導仕様基準以外の基準に よる審査を行う場合 64 万4,000円

」

「

3,000円	1万9,000円
3,000円	1万9,000円
6,000円	3万8,000円
1万円	5万5,000円
1万7,000円	7万8,000円
2万9,000円	11万2,000円
5万3,000円	16万3,000円
8万3,000円	22万3,000円
10万6,000円	29万2,000円
11万3,000円	34万1,000円

を

」

「

3,000円	誘導仕様基準による審査を
--------	--------------

	行う場合 9,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 1万9,000円
3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 9,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 1万9,000円
6,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万8,000円
1万円	誘導仕様基準による審査を行う場合 2万7,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 5万5,000円
1万7,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 4万円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万8,000円

2万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 6万円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 11万2,000円
5万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 9万4,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 16万3,000円
8万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 13万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 22万3,000円
10万6,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 17万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 29万2,000円
11万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 19万7,000円

に改め、同項第86号の5の表中

	円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 34万1,000円

」

「

5,000円	3万7,000円
5,000円	3万7,000円
1万円	7万5,000円
1万7,000円	10万6,000円
2万9,000円	15万円
4万9,000円	21万5,000円
8万8,000円	30万9,000円
13万9,000円	41万8,000円
17万6,000円	54万9,000円
18万8,000円	64万4,000円

を

」

「

5,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万

	7,000円
5,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円 誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万7,000円
1万円	誘導仕様基準による審査を行う場合 3万5,000円 誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万5,000円
1万7,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 5万1,000円 誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 10万6,000円
2万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 7万5,000円 誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 15万円
4万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 11万2,000円

に改め、同項第86号の6の表中

	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 21万5,000円
8万8,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 17万1,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 30万9,000円
13万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 24万3,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 41万8,000円
17万6,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 31万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 54万9,000円
18万8,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 35万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準に

	よる審査を行う場合 64 万4,000円
--	-------------------------

」

「

3,000円	1万9,000円
3,000円	1万9,000円
6,000円	3万8,000円
1万円	5万5,000円
1万7,000円	7万8,000円
2万9,000円	11万2,000円
5万3,000円	16万3,000円
8万3,000円	22万3,000円
10万6,000円	29万2,000円
11万3,000円	34万1,000円

を

」

「

3,000円	誘導仕様基準による審査を行 う場合 9,000円
	誘導仕様基準以外の基準によ る審査を行う場合 1万 9,000円
3,000円	誘導仕様基準による審査を行

	う場合 9,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 1万9,000円
6,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万8,000円
1万円	誘導仕様基準による審査を行う場合 2万7,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 5万5,000円
1万7,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 4万円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万8,000円
2万9,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 6万円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 11万2,000円

に改め、同項第86号の7の表中

5万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 9万4,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 16万3,000円
8万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 13万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 22万3,000円
10万6,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 17万5,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 29万2,000円
11万3,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 19万7,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 34万1,000円

」

「ロ(2)及び(3)」の次に「若しくは第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第52号の次に1号を加える改正規定及び同項第61号の次に1号を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議第40号

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市国民健康保険条例（昭和41年富士市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

議第41号

富士市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

富士市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市企業立地促進条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市企業立地促進条例（平成30年富士市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第42号

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

（富士市都市公園条例の一部改正）

第 1 条 富士市都市公園条例（昭和 4 8 年富士市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 富士総合運動公園の項中「体育館」を削る。

（富士市都市公園運動施設条例の一部改正）

第 2 条 富士市都市公園運動施設条例（平成 1 7 年富士市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「体育館」を削る。

第 6 条の表富士総合運動公園体育館の項を削る。

第 8 条第 2 項中「、プール及び体育館トレーニングルーム」を「及びプール」に改める。

第 1 0 条第 4 項中「別表に定める金額の範囲内において体育館トレーニングルームについては回数利用券を、プール（附帯設備を除く。）については」を「プール（附帯設備を除く。）の利用については、別表に定める金額の範囲内において、」に改める。

別表の 8 体育館の表を削る。

別表の 9 プールの表中「9 プール」を「8 プール」に改め、別表の 1 0 附帯設備、器具、特別器具及び施設用備品の表中「1 0 附帯設備、器具、特別器具及び施設用備品」を「9 附帯設備、器具、特別器具及び施設用備品」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

第1条 富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削り、第1条の3を第1条の2とする。

第3条第3項を次のように改める。

3 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による認可を受けた区域（別表第1）

(2) 給水人口 23万5,940人

(3) 1日最大給水量 11万8,720立方メートル

第3条第4項第1号中「別表第3」を「別表第2」に、「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1中「及び増川新町」を「、増川新町、中野台1丁目及び中野台2丁目」に、「及び柏原」を「、柏原、木島、岩淵、中之郷、南松野及び北松野」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

第2条 富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「23万5,940人」を「23万8,060人」に改め、同項第3号中「11万8,720立方メートル」を「11万9,750立方メートル」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は同年4月14日から施行する。

議第44号

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条中「地域医療連携センター」の次に「、人材育成センター」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第45号

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立学校設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市立学校設置条例（昭和41年富士市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表富士市立吉原東中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第46号

富士市立博物館条例の一部を改正する条例制定について

富士市立博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立博物館条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市立博物館条例（昭和55年富士市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき」を削る。

第3条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「他の」の次に「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する」を加え、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第15条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第47号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて
(岳南富土地方卸売市場に係る土地の減額貸付)

岳南富土地方卸売市場に関し、次により土地の減額貸付をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 土地の概要

富士市荒田島字鮎川188番1ほか12筆(別紙のとおり)
25,679.85平方メートル

2 貸付の相手方

富士市田島100番地
富士中央青果株式会社
代表取締役 小林 充

3 貸付金額

7,293,077円

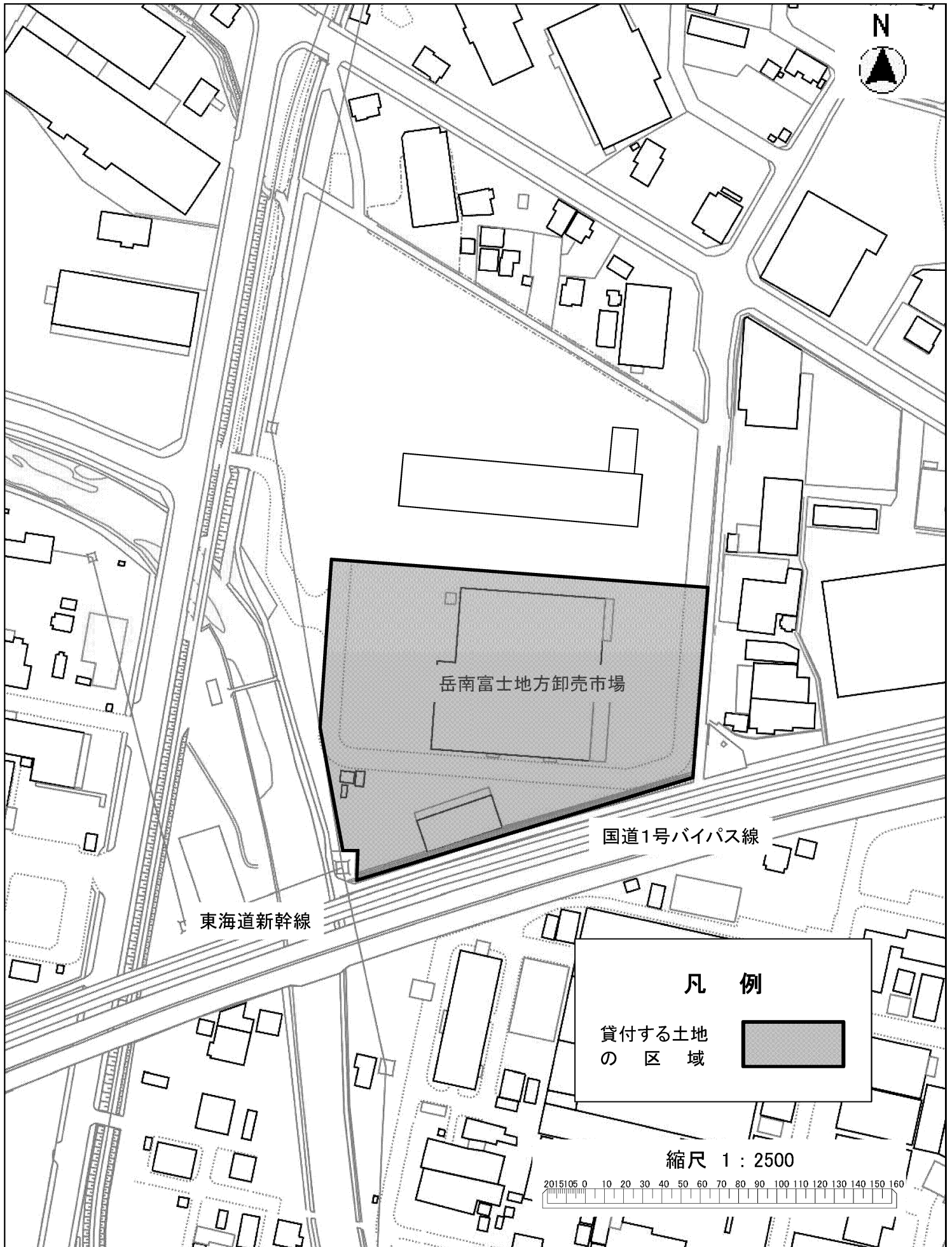
4 貸付の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

減額貸付をする土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (m ²)
1	富士市荒田島字鮎川188番1	宅地	182.85
2	富士市荒田島字鮎川199番1	宅地	6,747.54
3	富士市津田字中ノ島121番1	宅地	789.53
4	富士市津田字中ノ島121番16	宅地	109.31
5	富士市中河原字舟川添1番	宅地	59.50
6	富士市田島新田字城山1番1	宅地	1,102.29
7	富士市田島字元屋敷10番1	宅地	8,700.10
8	富士市田島字元道49番2	宅地	1,301.04
9	富士市田島字山神東100番1	宅地	3,753.42
10	富士市田島字堤外元屋敷145番2	宅地	2.63
11	富士市田島字舟川添150番1	宅地	16.02
12	富士市田島字舟川添151番1	宅地	2,894.35
13	富士市田島字窪田67番2	宅地	21.27
合 計			25,679.85

岳南富士地方卸売市場位置図



議第48号

財産の取得に関し議決を求めることについて

(富士山麓環境保全事業用地取得)

富士山麓環境保全事業用地として、次により土地を取得したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 取得する土地の表示

富士市大淵字丸火東11203番ほか160筆（別紙のとおり）

379,631平方メートル

2 予定価格

315,000,000円

3 契約の相手方

富士市大淵11702番地の3

株式会社南富士カントリー倶楽部

代表取締役 白 杵 一 裕

富士山麓環境保全事業用地

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
1	富士市大淵字丸火東11203番	山林	3,520㎡
2	富士市大淵字丸火東11203番2	雑種地	1,060㎡
3	富士市大淵字丸火東11205番	山林	667㎡
4	富士市大淵字丸火東11221番1	山林	20,611㎡
5	富士市大淵字丸火東11221番5	雑種地	673㎡
6	富士市大淵字丸火東11223番	山林	502㎡
7	富士市大淵字丸火東11593番2	山林	16,858㎡
8	富士市大淵字丸火東11593番5	山林	1,486㎡
9	富士市大淵字丸火東11593番6	山林	2,939㎡
10	富士市大淵字丸火東11593番8	雑種地	604㎡
11	富士市大淵字丸火東11593番9	雑種地	487㎡
12	富士市大淵字丸火東11599番	山林	3,467㎡
13	富士市大淵字丸火東11599番2	雑種地	1,028㎡
14	富士市大淵字丸火東11602番1	山林	12,290㎡
15	富士市大淵字丸火東11602番2	山林	1,112㎡
16	富士市大淵字丸火東11602番3	雑種地	401㎡
17	富士市大淵字丸火東11602番4	雑種地	1,024㎡
18	富士市大淵字丸火東11604番	山林	5,814㎡
19	富士市大淵字丸火東11607番2	山林	1,222㎡
20	富士市大淵字丸火東11610番	山林	555㎡
21	富士市大淵字丸火東11611番	山林	204㎡
22	富士市大淵字丸火東11612番2	山林	5,028㎡
23	富士市大淵字丸火東11612番3	山林	12,107㎡
24	富士市大淵字丸火東11612番4	雑種地	283㎡
25	富士市大淵字丸火東11612番5	雑種地	509㎡

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
26	富士市大淵字丸火東11631番	山林	647㎡
27	富士市大淵字丸火東11632番	山林	1,484㎡
28	富士市大淵字丸火東11633番	山林	899㎡
29	富士市大淵字丸火東11634番	山林	2,204㎡
30	富士市大淵字丸火東11635番	山林	366㎡
31	富士市大淵字丸火東11636番	山林	690㎡
32	富士市大淵字丸火東11637番	山林	1,332㎡
33	富士市大淵字丸火東11638番	山林	2,201㎡
34	富士市大淵字丸火東11639番	山林	1,153㎡
35	富士市大淵字丸火東11640番	山林	2,132㎡
36	富士市大淵字丸火東11641番	山林	142㎡
37	富士市大淵字丸火東11642番	山林	2,800㎡
38	富士市大淵字丸火東11643番	山林	221㎡
39	富士市大淵字丸火東11644番	山林	1,861㎡
40	富士市大淵字丸火東11645番	山林	7,256㎡
41	富士市大淵字丸火東11645番2	雑種地	508㎡
42	富士市大淵字丸火東11645番3	雑種地	730㎡
43	富士市大淵字丸火東11646番	山林	409㎡
44	富士市大淵字丸火東11648番	山林	571㎡
45	富士市大淵字丸火東11649番	山林	168㎡
46	富士市大淵字丸火東11650番	山林	10,353㎡
47	富士市大淵字丸火東11651番	山林	4,185㎡
48	富士市大淵字丸火東11652番	山林	525㎡
49	富士市大淵字丸火東11653番	山林	201㎡
50	富士市大淵字丸火東11654番1	山林	1,885㎡
51	富士市大淵字丸火東11654番2	雑種地	21㎡

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
52	富士市大淵字丸火東11655番1	山林	565㎡
53	富士市大淵字丸火東11655番2	雑種地	16㎡
54	富士市大淵字丸火東11656番	山林	6,608㎡
55	富士市大淵字丸火東11657番1	山林	3,870㎡
56	富士市大淵字丸火東11657番2	山林	1,827㎡
57	富士市大淵字丸火東11657番3	山林	889㎡
58	富士市大淵字丸火東11657番4	山林	1,689㎡
59	富士市大淵字丸火東11657番5	山林	93㎡
60	富士市大淵字丸火東11657番6	公衆用道路	218㎡
61	富士市大淵字丸火東11657番7	公衆用道路	158㎡
62	富士市大淵字丸火東11657番8	雑種地	1,150㎡
63	富士市大淵字丸火東11657番9	雑種地	729㎡
64	富士市大淵字丸火東11657番10	雑種地	474㎡
65	富士市大淵字丸火東11658番1	山林	9,316㎡
66	富士市大淵字丸火東11658番2	山林	667㎡
67	富士市大淵字丸火東11658番3	山林	2,375㎡
68	富士市大淵字丸火東11658番5	雑種地	185㎡
69	富士市大淵字丸火東11659番	山林	2,099㎡
70	富士市大淵字丸火東11660番1	山林	4,475㎡
71	富士市大淵字丸火東11660番2	山林	892㎡
72	富士市大淵字丸火東11660番3	山林	34㎡
73	富士市大淵字丸火東11660番5	雑種地	198㎡
74	富士市大淵字丸火東11660番7	雑種地	102㎡
75	富士市大淵字丸火東11660番10	雑種地	18㎡
76	富士市大淵字丸火東11660番12	山林	196㎡
77	富士市大淵字丸火東11660番13	雑種地	66㎡

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
78	富士市大淵字丸火東11660番14	雑種地	107㎡
79	富士市大淵字丸火東11660番15	雑種地	23㎡
80	富士市大淵字丸火東11661番1	山林	502㎡
81	富士市大淵字丸火東11662番	山林	5,933㎡
82	富士市大淵字丸火東11662番2	雑種地	126㎡
83	富士市大淵字丸火東11662番3	雑種地	628㎡
84	富士市大淵字丸火東11663番1	山林	5,005㎡
85	富士市大淵字丸火東11663番2	山林	3,358㎡
86	富士市大淵字丸火東11664番1	山林	4,134㎡
87	富士市大淵字丸火東11664番2	山林	340㎡
88	富士市大淵字丸火東11665番1	山林	389㎡
89	富士市大淵字丸火東11666番	山林	2,056㎡
90	富士市大淵字丸火東11667番	山林	446㎡
91	富士市大淵字丸火東11668番1	山林	2,863㎡
92	富士市大淵字丸火東11668番2	山林	3,781㎡
93	富士市大淵字丸火東11668番3	山林	1,267㎡
94	富士市大淵字丸火東11668番4	雑種地	102㎡
95	富士市大淵字丸火東11668番5	山林	492㎡
96	富士市大淵字丸火東11668番6	雑種地	232㎡
97	富士市大淵字丸火東11668番7	雑種地	172㎡
98	富士市大淵字丸火東11668番8	雑種地	684㎡
99	富士市大淵字丸火東11668番9	雑種地	321㎡
100	富士市大淵字丸火東11669番1	山林	1,046㎡
101	富士市大淵字丸火東11669番2	山林	102㎡
102	富士市大淵字丸火東11669番3	雑種地	172㎡
103	富士市大淵字丸火東11670番	山林	628㎡

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
104	富士市大淵字丸火東11671番	山林	3,788㎡
105	富士市大淵字丸火東11672番	山林	614㎡
106	富士市大淵字丸火東11673番1	山林	12,760㎡
107	富士市大淵字丸火東11673番2	山林	1,478㎡
108	富士市大淵字丸火東11673番3	山林	28㎡
109	富士市大淵字丸火東11673番4	山林	994㎡
110	富士市大淵字丸火東11673番7	公衆用道路	303㎡
111	富士市大淵字丸火東11673番8	山林	260㎡
112	富士市大淵字丸火東11673番9	山林	78㎡
113	富士市大淵字丸火東11673番10	山林	51㎡
114	富士市大淵字丸火東11674番	山林	1,203㎡
115	富士市大淵字丸火東11675番	山林	561㎡
116	富士市大淵字丸火東11676番	山林	469㎡
117	富士市大淵字丸火東11677番	山林	948㎡
118	富士市大淵字丸火東11678番2	山林	18㎡
119	富士市大淵字丸火東11679番1	山林	6,622㎡
120	富士市大淵字丸火東11679番2	雜種地	257㎡
121	富士市大淵字丸火東11680番	山林	284㎡
122	富士市大淵字丸火東11681番	山林	4,426㎡
123	富士市大淵字丸火東11682番	山林	1,292㎡
124	富士市大淵字丸火東11683番	山林	1,021㎡
125	富士市大淵字丸火東11684番	山林	7,844㎡
126	富士市大淵字丸火東11685番	山林	1,639㎡
127	富士市大淵字丸火東11685番2	雜種地	790㎡
128	富士市大淵字丸火東11685番3	雜種地	593㎡
129	富士市大淵字丸火東11686番	山林	3,940㎡

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
130	富士市大淵字丸火東11687番	山林	621m ²
131	富士市大淵字丸火東11688番	山林	208m ²
132	富士市大淵字丸火東11689番	山林	8,370m ²
133	富士市大淵字丸火東11690番	山林	15,927m ²
134	富士市大淵字丸火東11691番	山林	1,808m ²
135	富士市大淵字丸火東11692番	山林	287m ²
136	富士市大淵字丸火東11693番	山林	1,907m ²
137	富士市大淵字丸火東11694番	山林	588m ²
138	富士市大淵字丸火東11695番	山林	25,094m ²
139	富士市大淵字丸火東11695番2	雑種地	682m ²
140	富士市大淵字丸火東11695番3	雑種地	736m ²
141	富士市大淵字丸火東11698番	山林	4,955m ²
142	富士市大淵字丸火東11699番	山林	1,689m ²
143	富士市大淵字丸火東11700番	山林	271m ²
144	富士市大淵字丸火東11702番3	山林	1,546m ²
145	富士市大淵字丸火東11703番1	山林	761m ²
146	富士市大淵字丸火東11703番2	山林	474m ²
147	富士市大淵字丸火東11706番1	山林	2,446m ²
148	富士市大淵字丸火東11707番1	山林	429m ²
149	富士市大淵字丸火東11707番2	山林	102m ²
150	富士市大淵字丸火東11708番	山林	10,522m ²
151	富士市大淵字丸火東11709番	山林	538m ²
152	富士市大淵字丸火東11710番1	山林	6,446m ²
153	富士市大淵字丸火東11710番2	山林	20m ²
154	富士市大淵字丸火東11711番	山林	211m ²
155	富士市大淵字丸火東11712番1	山林	512m ²

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿面積
156	富士市大淵字丸火東11713番1	山林	1,243m ²
157	富士市大淵字丸火東11713番2	山林	26m ²
158	富士市大淵字丸火東11718番	山林	763m ²
159	富士市大淵字丸火東11725番	山林	21,861m ²
160	富士市大淵字丸火東11737番1	山林	2,735m ²
161	富士市大淵字丸火東11744番2	山林	379m ²
			379,631m ²

富士山麓環境保全事業 位置図



国道469号

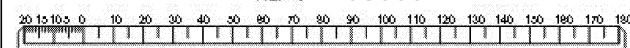
富士市森林墓園

凡 例

取得する土地
の 区 域



縮尺 1:5000



議第49号

岳南排水路管理組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により岳南排水路管理組合同規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

岳南排水路管理組合同規約の一部を変更する規約

岳南排水路管理組合同規約（昭和43年静岡県指令地第873号許可）の一部を次のように変更する。

第12条中「使用料、」の次に「関係市の負担金」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 岳南排水路の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定により国が費用の一部を負担するものに限る。）に要する経費に係る関係市の負担金の負担割合は、当該災害が発生した日の前日において関係市にそれぞれ敷設された岳南排水路の管路延長の比率によるものとする。

附 則

この規約は、関係市の協議が調った日から施行する。

議第50号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により静岡地方税滞納整理機構規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議第51号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第52号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第53号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和5年2月14日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線変更調書のとおり